

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙 「みらい」
NO. 3869
18年7月6日(金)
・Fax 095-828-1953

働き方改革関連法は労働者否定の悪法!

おはようございます。

六月十九日、働き方改革関連法が成立した。残業の上限規制、同一労働同一賃金を掲げる改革と安倍内閣はいつが、実質、労働者の雇用の基本原則を根本から変更し、働いても賃金を払わない。また労働者の基本的権利の及ばない「請け負人」として、あらゆる権利をなく奪う意図があり、なによりも残業規制をいこう割には、一月間に五百時間

の連続労働を可能とする過労死容認の悪法であり、私たちはこれに強く抗議し、法の撤廃を求める。

安倍首相はこの法の成立に「七十年ぶりの大改革だ」と胸を張ったが、ではなにをもつて大改革というのか。歴史を見てみる。

一九四五年(昭和二十)年八月に日本は敗戦した。そのとき日本の労働組合はゼロであった。戦前、労組は戦争協力のためにスト絶滅を決議し、組織を自主的に解散し、産業報国会に改編し、労働で国に報いるとして、労働組合がゼロとなったのだ。

戦後、日本は連合国軍(GHQ)の占領支配を受け、いくつもの民主化改革を勧告される。一九四六(昭和二一)年に「日本の労働組合に関する十六原則」がでる。これによって労働三権(労組



の結成、団結権、争議権)や政治参加が承認され、日本の民主化が歩み始める。文字通り、労働者と労働組合運動の「解放」。こそ、国の解放・民主化となったのであった。

次に労組法と労基法ができ、日本の労働者が「労働で国に報いる人」から、「すべての権利が保障された労働者」として、生まれ変わる。これが戦後日本の民主化を支えた大きな力であった。

安倍首相がいう「七十年ぶりの改革」という目的は、この路線の否定、転換である。労働法的民主的な戦後体制の一層は、憲法改悪と並ぶ、自民党がいつ戦前回帰への道筋なのだ。

私たちは多くの労働者が法の保護が及ばない、派遣や非正規となり、劣悪な労働条件で働いている現実を、郵政でも実体験しているが、その上に、この改革の悪法によって、労働雇用関係法を変え、労働者を無権利の請負人に変え、さらには、残業しても残業代を払わないことが合法となる働き方改革関連法となっていく。

十八世紀、イギリスで産業革命が起き、労働者が生まれ

百年のたたかひを経て、一九一九年(大正八)年にILO(国際労働機構)ができ、労働者の最低基準法が国際的な条約として決まる。その第一條「一日の労働時間を八時間」が基本原則とされた。しかし日本は、百年を経た二一世紀の今もなお、この第一條を批准しない、とんでもない労働法制後進国なのである。



この網は、労組法、労基法にあった。安倍首相はこれを労働の規制緩和として、この最低原則を破壊し、月に五百時間の連続労働や、残業しても賃金を払わないという悪法をつくり、最後の命綱を切るようにしている。

今回の改革法で、労働者の要求は、過労死防止の残業規制であった。電通やNHKで過労死や自死を強制された人たちは、企業内の労働環境の中、残業を断れず、死亡されている。この企業は労組もある日本を代表する大企業であるが、しかし、自死や過労死を阻止できなかった。

その上でこの法は、残業の上限規制としている。しかし月の残業を四五時間、年間に三百六十時間とするが、月によつては八〇時間が可能となると指摘されている。月(四週間)に二〇日間働くとしていえば、一日に四時間の残業が可能となる。郵便局でいうと年末年始の年賀繁忙期の最高時間である。過労死推奨法とされるゆえんである。

また高度プロフェッショナル制であるが年収の高い一〇七五万円)一部の人たちを対象とするが、これはいくらでも下げることはできる。派遣法が始まったとき、極一部の職種とされたが、今はすべての職種が派遣、非正規だらけである。高プロでも同じである。悪化の懸念は強く、事実、経団連はもう次を示唆している。



また同一労働同一賃金は、郵政でも労契法二〇条裁判で負けた郵政は、非正社員に処遇改善ではなく、正社員の手当カットでその格差を縮め、是正と居直った。これでは法がなを決めようが、裁判で労働者が勝とうが、働く人の諸権利は一向に改善されない。労使交渉の実態(労使協調)

それから七〇年。労働運動の正念場だ。存在が問われているのだ。性根をすえて、労組はたたかなければならない。その責任が私たちにあり、なぜなら働く人こそ、この社会の主人公なのだから。

が問われる力関係である。なぜこうなるのか。一つは日本の企業(経団連、資本家)が、労働者の権利を否定し、これと一体となった自公の与党と一部野党らに、労働者や労働運動を嫌う意識があり、そして二つにこの企業と労使一体(協調主義)の運動路線を取り、たたかひを放棄する労組にもある。権利はたたかひなしには守れないことは、歴史的にも明白である。

重ねていうが、戦後日本の民主化は労働運動の解放から始まった。しかし直後から始まった。また東西冷戦で、GHQは解放路線を反転、否定する。一九四七(昭和二二)年一月一日、当時の首相の吉田茂(麻生副総理の義父)は、年頭の辞で、「ストを構える労組は不逞の輩」と批判し、労働運動への弾圧が始まり、以降、日本の労働運動は苦難の道を歩み続けてきた。

それから七〇年。労働運動の正念場だ。存在が問われているのだ。性根をすえて、労組はたたかなければならない。その責任が私たちにあり、なぜなら働く人こそ、この社会の主人公なのだから。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。めざせ、均等待遇、なくそう差別! ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ!